

### ③ 施策展開の概要

#### (1) 地球温暖化の防止

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
① 温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現		
温室効果ガス排出の計画的削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「温室効果ガス排出削減計画提出・公表制度」等を通じて、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制の取組を促した。</li> <li>・約400の事業者(延べ数)から計画の提出があり、内容の審査を実施した。また、計画の提出義務がある事業者のうち、15事業者の事業所に対し現地調査を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災に伴う電力排出係数の悪化により、短期的には排出量の増加が避けられない状況にある。</li> <li>・群馬県地球温暖化対策実行計画の短期目標年である2020年までに、「豊かな低炭素社会」への実現に向け、既存施策のさらなる推進と新たな施策に取り組む。</li> </ul>
省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電導入に係る調査支援事業により、調査等を実施する3団体に補助を行った。また、地中熱利用システム導入モデル支援事業により、設備を導入する2団体に補助を行った。</li> <li>・新エネルギー導入に全庁的に取り組むための「電源群馬プロジェクト」の一環として、県有施設3か所に40～44kWの太陽光設備を設置した。</li> <li>・住宅用太陽光発電設備に対して、4,318件の補助を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギーの普及には初期コストの高さや許認可手続きの煩雑さ等の課題があり、初期コストの低減や許認可等の規制緩和などが求められている。</li> <li>・既設住宅への設置費補助は終了する。将来の社会像から予想される住宅用太陽光発電設備の用途・役割に応じた政策を検討し、引き続き導入を促進する。</li> </ul>
自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者一人ひとりが意識して交通手段を選択するよう促すため、エコ通勤を推進するほか、高校入学者に対する啓発リーフレットの配布、ホームページ等を通じて情報提供を行うなど、公共交通機関の利用促進を図った。</li> <li>・日常生活に欠かせない路線バスを維持することにより、自家用車からの二酸化炭素排出量を抑制するとともに、車両の更新により、バスからの二酸化炭素排出量を削減した。</li> <li>・運輸部門からの温室効果ガス排出量を抑制するため、次世代自動車の普及を図った。 (群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づく充電インフラの整備、E V等の試乗会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりが、過度のマイカーへの依存を改め、意識して公共交通を選択するよう促すため、引き続き様々な施策を通じて公共交通の利用促進を図る。</li> <li>・群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づく、充電インフラの充実を進める。</li> </ul>

<p>県民による 自主的取組の促進</p>	<p>・温暖化対策における事業者の自主的な取組を社会的に評価されるシステムとして、環境マネジメントシステムを導入し、二酸化炭素の排出削減に取り組む事業者を「環境G S 認定事業者」として認定し、事業者の取組を支援した。</p>	<p>・環境G S 認定制度の県内事業者への一層の周知を図り、多くの事業者が環境マネジメントシステムに取り組むことを目指す。</p>
<p>② 二酸化炭素の吸収源対策</p>		
<p>森林等の保全・整備</p>	<p>・利用間伐を推進することにより、林業の生産性を高めて森林整備を図る必要がある一方で、奥山や地形的要因などによる条件が不利な森林では間伐などの森林整備が進まず、二酸化炭素吸収源確保や水源かん養機能の発揮に支障をきたすおそれがある。このような背景から、森林整備、林道・作業道の新設(214km)を行った。</p>	<p>・林業経営支援並びに間伐材利用推進の観点から、集約化の促進と補助事業の重点化・効率化等により、利用間伐の一層の推進を図るとともに、条件不利地等においては、公的主体による公益的機能の回復・高度発揮を重視した間伐等を推進し、二酸化炭素の吸収源対策と森林環境保全・森林資源の適正利用を図る。</p>
<p>③ フロン等による温暖化の対策</p>		
<p>フロン対策</p>	<p>・オゾン層を破壊したり、地球温暖化を招くフロンは、ビル空調や食品のショーケースなどの業務用冷凍空調機器の冷媒として大量に使用されているが、これらの機器の廃棄時及び整備時におけるフロン回収を適正に行うよう、立入検査指導、技術講習会の開催、啓発指導事業を実施した。</p>	<p>・フロン回収破壊法による業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率は、環境省の集計によると全国平均で3割程度となっており、これの向上を図ることが求められている。</p> <p>・本県における業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は、業界団体組織が整備・確立されていることから、今後も従来どおりの施策を実施する。</p>

事業	事業の必要性				将来像の実現、目標に対する貢献度				成果・活動指標の傾向評価			事業の手法・効率性			
	A: 必要性が増大している	B: 求められている	C: 要性は状況変化により必要が	D: 薄れている	A: 予定を上回る効果	B: ほぼ予定通りの効果	C: 予定を下回る効果	D: 現時点で判断できない	A: 全体として目標に向かっている(改善傾向)	B: 全体として厳しい状況(悪化傾向)	C: 横ばいの傾向	A: 概ね妥当と考える	B: 部分的見直しが必要	C: 大幅な見直しが必要	D: 廃止・休止の方向
地球温暖化防止条例の確実な運用	○							○	○				○		
地球温暖化対策実行計画の推進	○							○	○			○			
新エネルギー推進	○					○			○			○			
住宅用太陽光発電設備設置に対する補助		○					○		○						○
田沢発電所建設事業	○							○	○			○			
公共交通機関利用促進	○					○					○	○			
地方バス路線対策	○					○					○	○			
市町村乗合バス振興対策	○					○					○	○			
中小私鉄振興対策		○				○					○	○			
渋滞の解消		○				○			○			○			
次世代自動車の導入促進	○							○	○			○			
ストップ温暖化県民アクション推進		○				○			○			○			
レジ袋削減推進		○				○					○	○			
環境GS認定制度	○					○			○				○		
ISO14001認証取得の推進		○						○	○			○			
森林整備・路網整備	○						○			○				○	
フロン回収対策		○				○			○			○			
計(17事業)	10	7				10	2	5	11	1	5	13	2	1	1

○関連する主な指標

指標名(状態)	計画前のデータ		最新のデータ		めざす方向	備考
・ 県内温室効果ガス排出量 (全国温室効果ガス排出量)		千 t-CO <sub>2</sub>		千 t-CO <sub>2</sub>	千 t-CO <sub>2</sub>	
	2007	20,102	2012	18,840	2020 17,249	
	(2007	1,369,000)	(2012	1,390,000)		
・ 県内公共施設の太陽光発電量	2009	1,586 kW	2013	11,047 kW	増加	
・ 県内の小水力発電導入	2009	18 地点	2014	39 地点	増加	
・ 環境GS認定事業者数	2009	1,032 件	2014	2,040 件	2015 2,600 件	増加傾向
・ 森林面積	2008	424,132 ha	2013	424,724 ha	維持	
・ 林道・作業道新設延長	2007	143 km/年	2014	214 km/年	210 km/年	